

議案第4号

平成20年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計 補正予算

平成20年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138,568千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,356,277千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成20年5月29日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰 入 金		千円 17,690	千円 27,714	千円 45,404
	1 一般会計繰入金	17,690	27,714	45,404
4 県 債		0	110,854	110,854
	1 県 債	0	110,854	110,854
歳 入 合 計		1,217,709	138,568	1,356,277

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	中小企業近代化 資金貸付事業費	千円 1,217,709	千円 138,568	千円 1,356,277
	1 中小企業近代化 資金貸付事業費	1,217,709	138,568	1,356,277
歳 出 合 計		1,217,709	138,568	1,356,277

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金 貸付	千円 110,854	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定める方法による。	1.35%	独立行政法人中小企業基盤整備機構業務方法書に基づく「高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則」第5条に定める方法による。
計	110,854			